

事業系ごみの出し方 Q & A

Q 1	<p>お店や事業所から出たごみといっても、従業員が飲食後に出した弁当容器など家庭系ごみと変わらないものですが、家庭系ごみステーションに出してはいけませんか。</p> <p>【A】 家庭系ごみステーションは家庭からのごみを集積する場所ですので、事業所からのごみは出すことはできません。従業員が飲食した後の弁当容器は、赤色の事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】に入れて、収集業者と契約した場所等に出してください。</p>
Q 2	<p>飲食店から排出される廃棄物は何に該当しますか。</p> <p>【A】 飲食店から出る食べ残しや調理くずなどの厨芥ごみ、割りばしや紙くずは事業系一般廃棄物です。廃プラスチック類、ガラス・陶器くず、金属くず、廃油等については、業種に関係なく産業廃棄物です。なお、製造した食料品を消費者に販売せず、小売業者等に販売する食品製造業から排出される動植物性残さは、産業廃棄物に該当します。産業廃棄物として適正に処理してください。また、食用油の廃油についてはリサイクルする資源回収業者もありますので、ご検討ください。</p>
Q 3	<p>少量のプラスチック類は事業系一般廃棄物として出してもよいですか。</p> <p>【A】 事業活動に伴うプラスチック類（事務用品など）の廃棄物は、業種に関係なく産業廃棄物（廃プラスチック）となります。ただし、本市では従業員が購入消費した弁当ガラやカップ麺の容器・ペットボトルなどの汚れが取れないもので家庭相当のプラスチック類や家庭相当のプラスチック製の事務用品は、赤色の事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出していただいても構いません。</p>
Q 4	<p>アパート・マンションの賃貸業を営んでいますが、敷地内のごみステーションにごみが不法投棄されました。</p> <p>【A】 敷地内のごみステーションは、土地所有者の管理責任となります。管理者が不法投棄物を処理場へ搬入（許可業者委託または自己搬入）するなど責任をもって処理してください。状況がひどい場合は、警察へ相談してください。</p>
Q 5	<p>美容院を営んでいます。切った髪の毛の処分はどのようにしたらよいですか。</p> <p>【A】 切った髪の毛は、事業活動に伴って生じた廃棄物ですが、産業廃棄物の法定 20 品目に該当しません。事業系一般廃棄物【燃やせるごみ】として処理してください。</p>
Q 6	<p>ペットショップの動物の糞の処分はどのようにしたらよいですか。</p> <p>【A】 ペットショップは特定業種「畜産農業」に該当しませんので、事業活動に伴って生じた廃棄物（動物のふん尿）は、産業廃棄物ではなく事業系一般廃棄物【燃やせるごみ】として処理してください。ふん尿が漏れないよう、臭いが出ないように新聞紙などで包んで二重袋にして出してください。</p>
Q 7	<p>許可業者に廃棄物の処理を一任していますが問題はありますか。</p> <p>【A】 廃棄物が許可業者によって事業所から収集運搬された後も、排出した事業者処理責任があります。事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などの把握が必要です。</p>
Q 8	<p>事務所内で使用していたスチールロッカーなどは事業系一般廃棄物ですか。</p> <p>【A】 事業活動に伴って生じた金属類の廃棄物は、業種に関係なく産業廃棄物（金属類）となります。なお、使用可能なものであれば中古オフィス家具店やリサイクルショップへ問い合わせ、リサイクルもご検討ください。</p>
Q 9	<p>自社の敷地内ならごみの焼却や埋め立てはできますか。</p> <p>【A】 廃棄物処理法により基準に満たない焼却や埋め立ては禁止されており、これに違反した場合は処罰されます。詳細は 2 頁をご参照ください。</p>
Q 10	<p>収集運搬許可業者の委託契約料金は決まっていますか。</p> <p>【A】 契約は事業者と収集運搬許可業者が交わすものですので、双方で相談の上決定されます。</p>